

北上川中流国有林の地域別の森林計画書  
(北上川中流森林計画区)

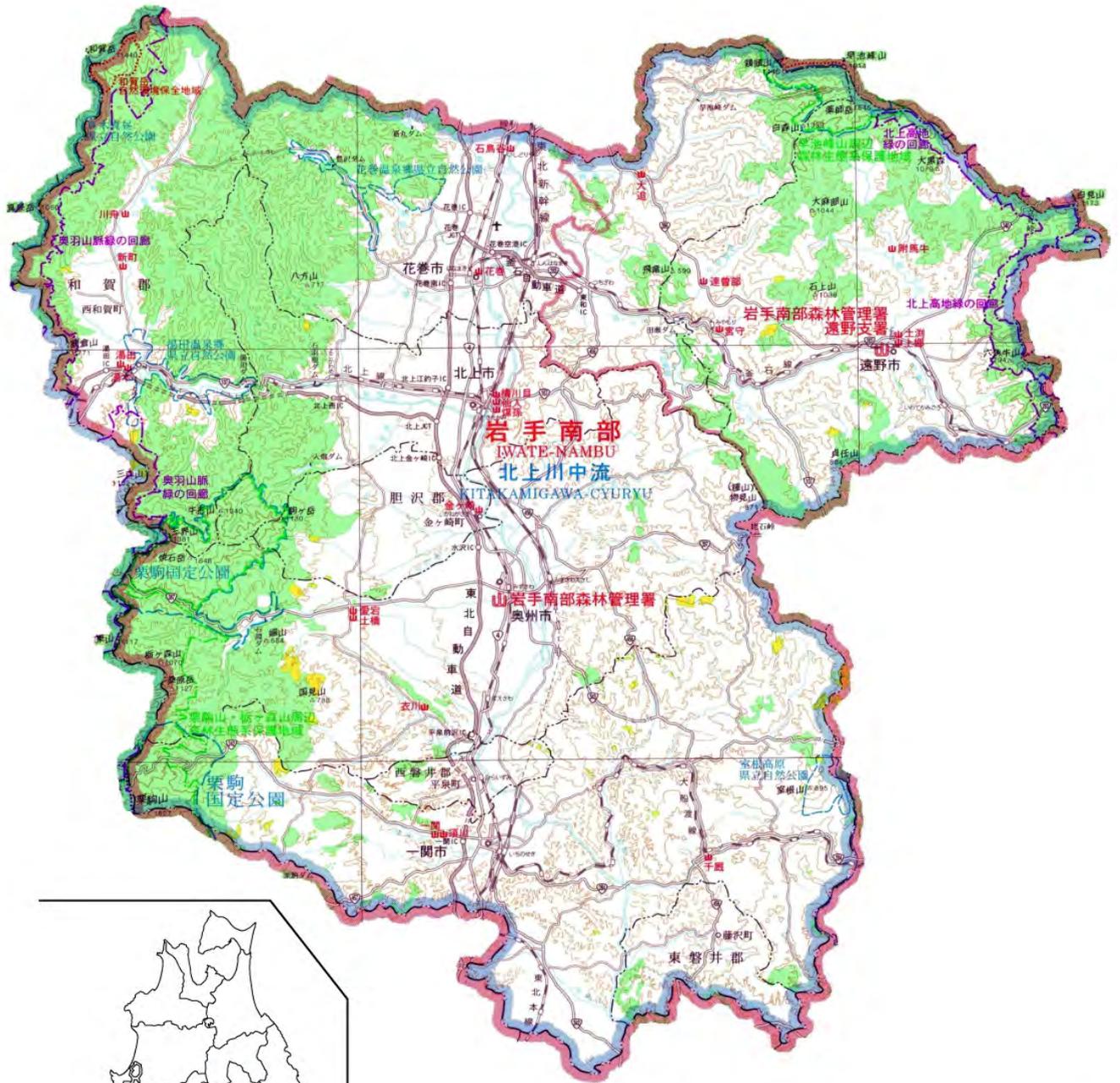
計画期間 自 平成25年4月1日  
至 平成35年3月31日

東北森林管理局

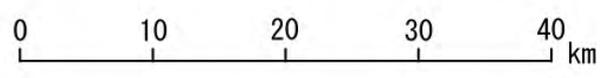




# 北上川中流森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林





# 目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前期計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	5
II	計 画 事 項	
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2)	立木の標準伐期齢	
2	造林に関する事項	15
(1)	人工造林に関する基本的事項	
(2)	天然更新に関する基本的事項	
3	間伐及び保育に関する事項	17
(1)	間伐の標準的な方法	
(2)	保育の標準的な方法	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	19
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
(1)	林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	

(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項 -----	23
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項 -----	24
1 森林の土地の保全に関する事項 -----	24
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設に関する事項 -----	26
(1) 保安林の整備に関する事項	
(2) 保安施設地区に関する事項	
(3) 治山事業に関する事項	
(4) その他必要な事項	
3 森林の保護等に関する事項 -----	27
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等 -----	28
1 伐採立木材積 -----	28
2 間伐面積 -----	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	28
4 林道の開設又は拡張に関する計画 -----	29
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	31
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
第6 その他必要な事項 -----	33
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	45

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況 -----	49
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況（気候）	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	52
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 制限林普通林別森林資源表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 制限林の種類別面積	
	(5) 樹種別材積表	
	(6) 荒廃地の面積	
	(7) 森林の被害	
3	林業の動向 -----	64
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(2) 林業事業体等の現況	
	(3) 林業労働力の概況	
	(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況 -----	68
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 林道の開設又は拡張の数量	
	(4) 保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----	69
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移 -----	69
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	71
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	



## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 位置

本森林計画区は、岩手県南西部に位置し、北側は北上川上流及び久慈・閉伊川森林計画区、東側は大槌・気仙川森林計画区、南側は宮城北部森林計画区、西側は雄物川森林計画区に接し、奥州市などの5市3町を包括する区域である。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地 勢

本森林計画区は、西は和賀岳(1,440m)、焼石岳(1,548m)、栗駒山(1,627m)等が奥羽山脈を構成し、北東から東にかけては早池峰山(1,917m)、薬師岳(1,645m)、鶏頭山(1,445m)、白見山(1,173m)等を擁する北上高地が走り、南には隆起準平原地形の比較的平坦な山並みが連なっている。

河川は、北上川が本森林計画区の中央部を北から南に貫流し、猿ヶ石川、豊沢川、和賀川、胆沢川、磐井川、千厩川等の中小河川が北上川に注いでいる。

##### イ 地質及び土壌

本森林計画区のうち、奥羽山脈の地質の大部分は第三紀層で、基岩は凝灰岩、頁岩、砂岩、安山岩等が広く分布している。

また、北上高地の大部分は古生層によって占められ、基岩は花崗岩が広範囲に分布し、そのほかの地質は主として粘板岩、砂岩、石灰岩等からなっている。

土壌は、西部山岳地帯では褐色森林土が、東部山岳地帯及び中央山岳地帯では黒色土が広く分布する。なお、西部山岳地帯の標高がおおむね1,000m以上、東部山岳地帯の標高が900m以上にはポドゾル土壌が出現する。

##### ウ 気 候

本森林計画区の気候は、森林計画区西部の奥羽山脈に近い西和賀町（湯田、沢内）では最高気温32℃、最低気温-15℃、年平均気温9℃前後、年降水量約2,200mm、最深積雪180cmであり、岩手県内では降水量が多く、有数の豪雪地帯となっている。

また、森林計画区北部、南部及び東部の地域では最高気温34℃、最低気温-12℃、年平均気温11℃前後、年降水量約1,300mm、最深積雪30cmであり、岩手県内では平均的な地域となっている。

## エ 林 況

### ① 人工林

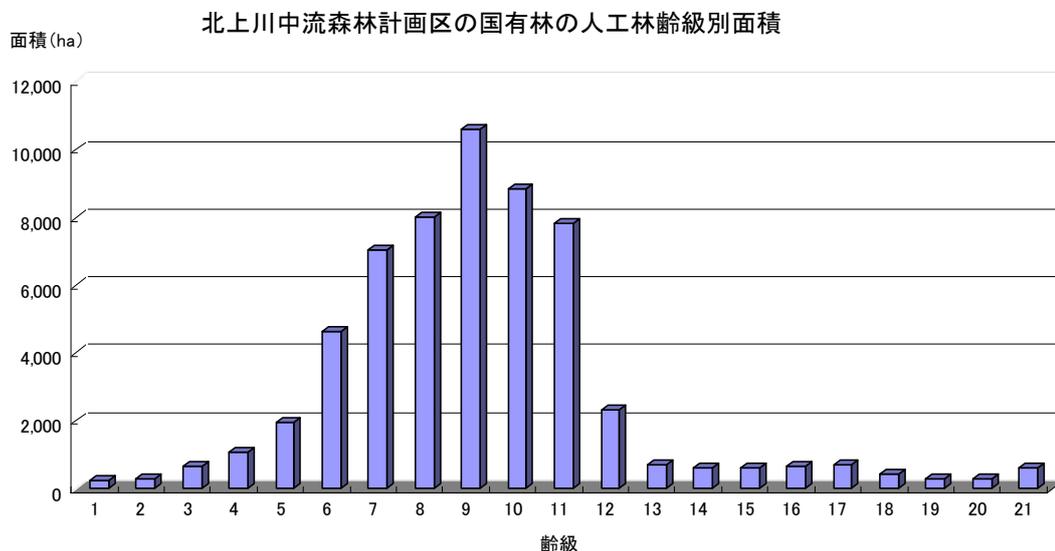
人工林面積は58千haで、立木地面積135千haの43%を占めている。

また、人工林蓄積は10,223千m<sup>3</sup>で、総蓄積20,784千m<sup>3</sup>の49%を占めており、樹種別ではスギが47%、カラマツが24%、アカマツが12%となっている。

齢級配置は7 齢級～11 齢級が人工林全体の72%を占めており、偏ったものとなっている。

### ② 天然林

天然林は77千haで、立木地面積の57%を占めており、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。



## (3) 社会経済的背景

### ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は526千haで、岩手県の総面積の34%を占めている。

土地の利用状況は、森林が354千haで計画区面積の約67%を占め、農地が約15% (水田約12%)、その他が約17%となっている。

### イ 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は246千人で、その産業別の就業割合は、第1次産業14%、第2次産業30%、第3次産業56%となっている。

総生産額は約1兆1,755億円で、その産業別の割合は、第1次産業3%、第2次産業27%、第3次産業70%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では3%、総生産額では10%となっている。

このほか、早池峰国立公園、栗駒国立公園並びに花巻温泉郷、湯田温泉峡及び室根高原の各県立自然公園があり、優れた観光資源に恵まれている。

#### ウ 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は151千haで、計画区内の土地面積526千haの29%、森林面積354千haの43%を占めている。

また、奥羽山脈及び北上高地の山岳部の大部分は国有林で、ブナ天然広葉樹林が広がり水源地として重要な役割を担っている。

なお、森林生態系の保存、野生動植物の保護のため、早池峰山周辺及び栗駒山・栃ヶ森山周辺が森林生態系保護地域に指定されている。



【薬師国有林の薬師岳（遠野市）】

## 2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

前期計画の前半5ヵ年（平成20年度～平成24年度）の実行結果の概要については、下表のとおりである。

主伐については、胆沢ダム建設に伴う国土交通省への所管換や分収林の契約相手の意向による繰上伐採などにより、計画を上回る実績となった。

間伐については、地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したが、平成23年に発生した東日本大震災の影響などにより、計画を下回る実績となった。

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越したため、計画を下回る実績となった。

天然更新については、震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越されたこと、天然更新の完了を確認するまで一定期間を設けていることなどにより、計画を下回る実績となった。

林道の開設については、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震で被災した林道施設の復旧に優先して対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、岩手・宮城内陸地震で被災した林道施設等、当初見込まれていなかった災害復旧に対応したため、計画を上回る実績となった。

保安施設事業等の実施については、岩手・宮城内陸地震や豪雨等の災害の発生により、当初見込まれていなかった箇所の災害復旧に優先して対応し、また、地球温暖化対策に資するための本数調整伐を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

### ○ 前期計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

項目	計画	実行
伐採立木材積	939 千m <sup>3</sup>	804 千m <sup>3</sup> (86)
主伐	249 千m <sup>3</sup>	305 千m <sup>3</sup> (123)
間伐	690 千m <sup>3</sup>	499 千m <sup>3</sup> (72)
造林面積	461 ha	257 ha (56)
人工造林	417 ha	247 ha (59)
天然更新	44 ha	10 ha (24)
林道等の開設又は拡張	開設：57.6km 拡張：1箇所	開設：19.0km(33) 拡張：43箇所
保安林等の整備	指定：915ha 解除： ha	指定： ha( ) 解除：67ha
水源かん養	指定：915ha 解除： ha	指定： ha( ) 解除：60ha
災害防備	指定： ha 解除： ha	指定： ha( ) 解除：7ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha( ) 解除： ha
治山事業	81 地区	206 地区

注 ( ) 内数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつある。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮するものである。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### ○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	150,874.56	
花 巻 市	27,307.13	岩手南部森林管理署及び遠野支署
北 上 市	17,898.26	岩手南部森林管理署
遠 野 市	28,828.19	遠野支署
一 関 市	10,255.94	岩手南部森林管理署
奥 州 市	24,071.18	〃
西 和 賀 町	39,232.41	〃
金ヶ崎町	2,885.50	〃
平 泉 町	395.95	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、青森事務所、岩手南部森林管理署及び遠野支署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林<sup>かん</sup>への転換を推進することとする。また、地質的に脆弱<sup>ぜい</sup>な地域等において、山地災害防止／土壌保全機能の維持増進に配慮した森林整備を推進することとする。

さらに、地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。また、平成20年度発生した岩手・宮城内陸地震により発生した山腹崩壊等の復旧を引き続き推進する。松くい虫による被害及びナラ枯れ被害については、被害がその周辺地域においても拡大しつつあることから、その拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

本森林計画区の国有林は、早池峰国定公園、栗駒国定公園等、原生的あるいは優れた景観を有し、かつスキーや登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用される森林も多く、このような森林においては、保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

以上の目標の実現を図るにあたり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

なお、本機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、上記の森林など属地的な発揮が期待されるものを除き、特定の森林が対象とはならない。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

### ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

#### (水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### (木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## イ 森林の誘導の考え方

### ① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のため的人為<sup>※1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

#### a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林。

#### b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐<sup>※2</sup>等により伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>※3</sup>を構成する森林として成立させ維持する森林。

#### c 天然生林<sup>※4</sup>

主として天然力<sup>※5</sup>を活用することにより成立させ維持する森林。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

### ② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

#### a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	57,917	55,823
	育成複層林	3,276	3,373
	天然生林	73,853	73,512
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		154	157

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、通常の伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢に達したときとする。

###### イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率、繰り返し期間によること。

- b 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮すること。

ウ 天然生林施業を行う森林

天然生林施業に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐については、イの主伐についての留意事項によること。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

地 区	樹 種					区 域
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	
和賀川上流	50	45	40	50	30	西和賀町
和賀川上流 以 外	40	40	35	45	25	花巻市、北上市、 遠野市、一関市、 奥州市、金ヶ崎町、 平泉町

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する基本的な事項

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### ① 人工造林の植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。

なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位 本/ha

樹 種	植 栽 本 数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

##### ② その他人工造林の標準的な方法

#### a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、ブナ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

#### b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施する。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

##### ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木に相互の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

##### イ 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に影響を及ぼす期間を考慮して決定することとし、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）を目安とする。

ただし、高齢級（60年生以上）の林分については、林冠の閉鎖に要する期間を考慮して、15年以上を目安とする。

##### ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）を目安とする。

##### エ 間伐率

材積間伐率は、35%を超えないものとする。

ただし、法令等により間伐率に限度が定められている場合は、その範囲内とする。

#### (2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上適切に行うこととする。

##### ア 作業時期、回数

樹種	作業別	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

## イ 施業方法の基準

### a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

### b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施し、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

### c 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、以下の考え方に従い、別表のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

##### ① 水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

##### ② 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### a 山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

##### b 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

##### c 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等は除く。

## イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

### ① 水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

### ② 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとする。

### ○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	221	863
うち林業専用道を含む路線	3	5

注 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備する。

### ○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

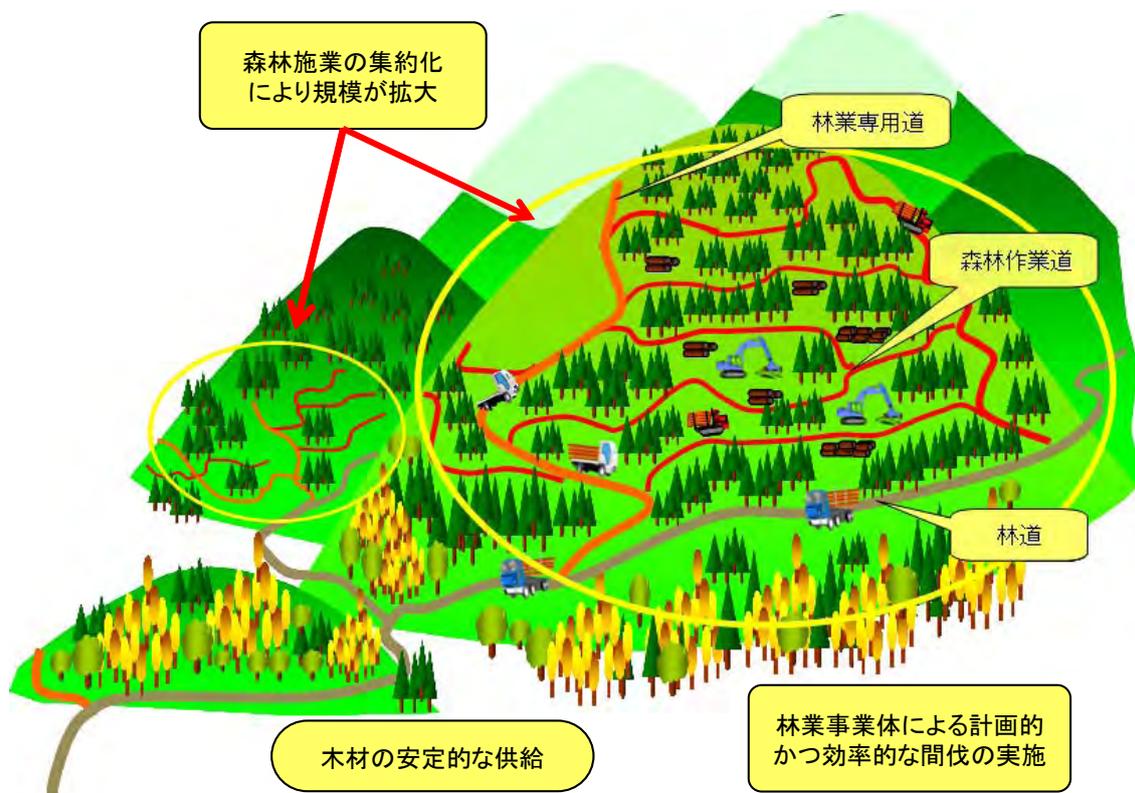
2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。



【効率的な森林施業のイメージ】

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となってくる。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の促進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

間伐材のシステム販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
総数		141,962.85		
花巻市	104～106、114～117、501～575、579～618、701、702、706～709、711～717、720、723、725、753～755、757～771、1473～1491	26,349.53	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。	
北上市	1401～1472、1492～1499、1501～1505、1601～1622、1624～1626、1628～1649、(花)1	17,709.93	土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
遠野市	1、2、4～9、12、14～26、32、33、41～60、64～72、74～80、82～85、87～103、113、117、118、121、123、126、201、202、204～210、213、214、216～222、226～236、238～257、264～308、341～347、353～361、365～373、376、378～392、395～417、419～425、428～436、438～449、451～454、721、751、752、809～822、824～840、(鹿)1	24,455.32		

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
一関市	201～206、215～228、230～255、260～270、(岡)1、(原)1、(猿)1、2、(室)1	9,051.96		
奥州市	1～6、8～16、18～24、27～136、(江)1、(岳)1、2、(衣)1～4	23,628.63		
西和賀町	1001～1016、1018～1030、1032～1055、1057、1058、1060～1116、1120、1122～1134、1137～1141、1143～1146、1148～1202、1205～1220、1301～1348、(岩)1～3	37,715.85		
金ケ崎町	137～141、147、154、156～168、1601～1603、1649	2,803.66		
平泉町	256～258、(深)1	247.97		

注1 ( ) 書きは官行造林地で契約者等名称は、以下のとおり。

(鹿)：宮守村鹿込牧野農業協同組合

(岳)：鹿合・岳山

(岡)：一関市岡山

(衣)：衣川村増沢・南股

(原)：大東町大原財産区

(岩)：湯田町岩滑沢・翁沢

(猿)：大東町猿沢生産森林組合

(花)：花巻市

(室)：室根村津谷川・大森(津谷川公益同潤会)

(深)：平泉町深山

(江)：江刺市種山

- (3) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法  
該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

### (2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

### (3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、地すべり、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進することとする。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。



【地すべり災害の復旧（一関市）】

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病害虫等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫による被害については、県南部から県中部にかけて被害地域の北上や高標高地域への拡大が見受けられることから、被害抑制のための健全な松林の整備と被害木の伐倒駆除等の防除対策の重点化を図るとともに、関係機関と連携した監視活動等の一層の推進を図ることとする。

なお、被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策の推進に努めることとする。

区 分	機 能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及び保安林以外の公益的機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を発揮することが困難なものとして、防除を重点的かつ効率的に実施し、将来にわたって保全していく必要のある松林。	伐倒駆除等
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林。	伐倒駆除、樹種転換等

また、ナラ枯れ被害については、被害先端地域において重点的に巡視を行い被害木の早期発見及び徹底駆除に努めるとともに、関係機関と連携の上、適切な防除対策の推進を図ることとする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

#### (4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して、林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,278	2,239	37	948	926	22	1,329	1,314	15
前半5ヵ年の計画量	1,285	1,277	7	664	657	7	620	620	0

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 量	24,659
前半5ヵ年の計画量	11,775

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	2,257	519
前半5ヵ年の計画量	1,029	142

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	花巻市	クラノ沢	1.2	458	○	1	
				大又	1.5	475	○	2	
				北ノ又沢	2.5	426		3	
				穴の沢	8.3	172	○	4	うち4.9km作業 道格上
				沢山沢	3.0	316	○	5	
				小又沢	2.8	422	○	6	
				サルクチ沢	5.5	539		7	
				大沢山	3.0	124	○	8	
				大平	5.0	474	○	9	うち4.0km後期
				野沢額	2.8	391	○	10	
			小計	10路線	35.6				
			北上市	熊沢	2.6	92		11	
				八幡野	2.0	157	○	12	
				滝ヤ沢	2.0	104	○	13	作業道格上
			小計	3路線	6.6				
			遠野市	夏焼	3.0	105	○	14	
				下恩徳支線	4.3	197	○	15	
				長者	8.1	545	○	16	うち4.1km後期
				大洞	2.5	325	○	17	
				南沢	3.0	187	○	18	うち2.0km後期
				東一榎	2.4	266	○	19	
				猿ヶ石川	2.3	249	○	20	
				オウイワサ沢	3.5	283	○	21	うち2.5km後期
				セイコク沢	2.7	604	○	22	うち1.7km後期
				砂子沢	4.6	189	○	23	うち3.6km後期
				達曾部	1.1	537	○	24	
				又一ノ滝	2.7	249	○	25	
				大ビヤマ	2.2	152	○	26	
				栃木	0.8	1282		27	
				大萩	3.5	8		28	
五輪	3.5	288			29				
高清水	1.0	80			30				
小計	17路線	51.2							

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
開設	自動車道	林業 専用道	一関市	板川	1.0	397	○	31			
				長倉	0.5	74		32			
			小計	2路線	1.5						
			奥州市	餅転	0.9	477	○	33			
				小計	1路線	0.9					
			西和賀町	水無沢支線	2.6	2,790	○	35			
				大貝沢	3.0	144	○	36			
				馬木沢	2.2	94	○	37			
				長松支線	1.6	2,849		38			
			小計	4路線	9.4						
			金ケ崎町	シャクジョウ	0.6	1,100	○	34	作業道格上		
				小計	1路線	0.6					
			合計			38路線	105.8				
			前半5ヵ年の計画量			29路線	66.4				うち7.5km格上

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年 の計画面積	
総数（実面積）	140,929	140,929	
水源かん養のための保安林	133,829	133,829	
災害防備のための保安林	7,075	7,075	
保健、風致の保存等のための保安林	3,398	3,398	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種 類	森林の所在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区 域			
解 除	水 源 かん養	遠野市	58、59、60	3	道路改良工事のため	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 か ん 養	—	—	—	23,023.01	—
災 害 の 防 備	—	—	—	4,277.11	—
保健・風致の保存等	—	—	—	2,298.50	—
計	—	—	—	27,325.21	—

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
花巻市	502、505、513～515、517、533、539、540、569、571、572、587、590、598、600、606、608～610、615、616	22	11	山腹工 溪間工 本数調整伐	
北上市	1411、1418、1420、1477、1602、1604～1606、1616、1628、1629、1637、1638、1646、1649	15	5	山腹工 溪間工 本数調整伐	
遠野市	42、46、49、55～57、68、69、71、92、93、96、97、99～102、121～123、449、712、751、752、766	25	10	溪間工 本数調整伐	
一関市	230、231、234、237、238、240～243、245、237、252	12	8	山腹工 溪間工	
奥州市	16、60、64～72、74、75、78、79、86、121～128	24	15	山腹工 溪間工 本数調整伐	
西和賀町	1021、1027、1114、1125、1134、1138、1144、1166、1170、1174、1191、1194～1196、1215、1306、1327	17	8	溪間工 本数調整伐	
金ヶ崎町	161、162、167	3	3	溪間工	
合計		118	60		

## 第6 その他必要な事項

○保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
水かん	花巻市	104～106、114～117、501～575、579～618、701、702、706～709、711～717、720、723、725、753～755、757～771、1473～1491	26,176.94	別紙1のと おり	保 健	903.80
					砂 指	68.25
					定特保	268.75
					定特1	240.22
				定特2	451.88	
				定特3	637.16	
				県特3	71.89	
				鳥保特	388.69	
				特史跡	499.50	
	北上市	1401～1472、1492～1499、1501～1505、1601～1607、1611～1618、1624～1626、1628～1635、1637～1647、1649	15,143.97		砂 指	18.08
					定特1	63.56
					定特2	82.61
					定特3	161.79
	遠野市	1、2、23、25、26、42～60、64～72、74～80、82～103、113、117、118、126、201、202、204～210、213、214、216～222、226～236、238～257、264～308、341～347、353～361、366～373、376、378～392、395～417、419～425、428～436、438～449、451～454、751、752、809～822、824～840、(鹿)1	21,904.10		保 健	36.91
					砂 指	24.72
					定特保	67.66
					定特1	397.96
					定特2	19.48
					定特3	966.90
					鳥保特	485.10
					特史跡	701.61
	一関市	201～206、216～221、223～228、230～255、260～270、(岡)1、(原)1、(猿)1、2、(室)1	8,754.82		砂 指	49.97
					定特保	246.78
					定特1	879.04
					定特2	1,389.83
					定特3	1,487.92
					鳥保特	1,125.88

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)		
	市町村	区域 (林班)					
水かん	奥州市	1~3、5、6、8~12、16、 18、19、24、27~136、 (江)1、(岳)1、2、 (衣)1~4	22,911.94	別紙1のと おり	保 健	260.84	
					砂 指	42.78	
					定特1	2,851.49	
					定特2	1,538.33	
					定特3	1,583.20	
					史 跡	0.34	
				県史跡	12.19		
	西和賀町	1001~1016、1018~1030、 1032~1055、1057、1058、 1060~1116、1120、1122~ 1134、1137~1141、1143~ 1146、1148~1202、1205~ 1220、1301~1348、 (岩)1~3	36,165.72		砂 指	296.73	
					定特1	61.57	
					県特2	107.39	
					自環特	1,450.51	
					鳥保特	1,450.51	
	金ヶ崎町	137~141、147、154、 156~163、166~168、 1601~1603、1649	2,558.35		保 健	565.75	
					定特1	376.43	
					定特3	291.62	
	平泉町	256~258	215.76				
	小 計		133,831.60				
土 流	北上市	1604~1610、1619~1622、 1629、1630、1635、1636、 1649、(花)1	2,297.78		保 健	1,595.66	
					砂 指	2.69	
					定特1	840.39	
					定特2	106.98	
					定特3	848.29	
		遠野市	4~9、12、14~22、121、 123、126	2,276.95		定特保	20.05
						定特1	58.28
						定特2	22.38
						鳥保特	100.71
					特史跡	100.71	
					市史跡	0.22	
	一関市	222、223	168.82				
	奥州市	3、4、13~15、20~23、 120、124、126	541.98		定特3	4.67	
	西和賀町	1320、1321、1323~1325	1,187.16		定特1	1,187.16	
	金ヶ崎町	164、165	214.74				
	小 計		6,687.43				

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
土 崩	花 巻 市	588	11.87	別紙1のと おり		
	北 上 市	1452、1648	135.14			
	一 関 市	205、222、247～249、 251、252	29.84		砂 指	1.05
	奥 州 市	16、125	30.01		風 致	9.96
	西和賀町	1007、1008	146.11		定特2	20.05
	小 計		352.97		県特2	31.28
干 害	平 泉 町	(深)1	30.38			
	小 計		30.38			
なだれ	西和賀町	1016	3.85		県特2	3.85
	小 計		3.85			
保 健	花 巻 市	546、547、549、767～771	903.80		水かん	903.80
					定特保	255.52
					定特1	161.19
					鳥保特	296.43
					特史跡	384.93
	北 上 市	1608～1610、1619～1622	1,595.66	土 流	1,595.66	
				定特1	799.55	
			定特2	96.49		
			定特3	699.62		
遠 野 市	35、126	43.28	水かん	36.91		
			定特保	36.91		
			鳥保特	36.91		
			特史跡	36.91		
奥 州 市	129	260.84	水かん	260.84		
			定特1	215.15		
金ヶ崎町	139～141	565.75	水かん	565.75		
			定特1	331.15		
			定特3	234.60		
小 計		3,369.33				
風 致	一 関 市	216	18.72			
	奥 州 市	16	9.96	土 崩	9.96	
	小 計		28.68			
計		140,931.32				

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
砂 指	花 巻 市	501、505、513、515、521、 534～536、538、541、590 ～593、597～599、602、 605、612、613、765、766、 1476、1477、1485、1486	68.25	別紙3のと おり	水かん	68.25
	北 上 市	1602、1604、1612、1628、 1629、1635、1642、1644、 1646、1649	20.77		水かん	18.08
	遠 野 市	4、12、15、23、24、32、 33、46、47、53、55、71、 72、82～84、92、96、99、 213、216、218、220、232、 233、398、404、406、424、 441、442、811、820	61.28		水かん	24.72
	一 関 市	218～221、232、233、235、 236、239、242～247、251、 264、266	75.14		水かん	49.97
	奥 州 市	90～92、102、106、110～ 117	42.78		土 崩	1.05
	西和賀町	1038～1040、1057、1060、 1061、1072、1074、1081、 1111、1134、1138、1143、 1144、1148～1150、1154、 1160、1161、1165、1168～ 1170、1175、1185、1190、 1194、1213～1215、1218、 1301	296.98		定特2	16.90
	金ヶ崎町	158、159、161、165	14.49		定特3	16.30
計		579.69				
定特保	花 巻 市	764、770、771	268.75	別紙2のと おり	水かん	268.75
					保 健	255.52
					鳥保特	268.75
					特史跡	268.75

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
定特保	遠野市	94、98、126	87.71	別紙2のと おり	水かん	67.66
					土流	20.05
					保健	36.91
	一関市	241	246.79		鳥保特	87.71
					特史跡	87.71
	小計		603.25			
定特1	花巻市	764、767~769、771	240.22		水かん	240.22
					保健	161.19
					鳥保特	119.94
					特史跡	208.44
	北上市	1601、1603、1606、1607、 1609、1610、1618~1621、 1622	903.95		水かん	63.56
					土流	840.39
					保健	799.55
	遠野市	94、98、126	456.24		水かん	397.96
					土流	58.28
				鳥保特	456.24	
				特史跡	456.24	
一関市	230、231、235、238、240、 241、246	879.09		水かん	879.04	
				鳥保特	879.09	
奥州市	70、71、105~116、127、 129、130	2,947.69		水かん	2,851.49	
				保健	215.15	
西和賀町	1309、1311、1313、1320、 1321、1323~1325	1,248.73		水かん	61.57	
				土流	1,187.16	
金ヶ崎町	139~141、1601	376.43		水かん	376.43	
				保健	331.15	
	小計		7052.35			
定特2	花巻市	764、767~771	452.50		水かん	451.88
					特史跡	22.31
	北上市	1603、1606~1608、1617、 1618、1620、1621	194.80		水かん	82.61
					土流	106.98
				保健	96.49	
				特史跡	22.31	
遠野市	126	41.86		水かん	19.48	
				土流	22.38	
				鳥保特	41.86	
				特史跡	41.86	

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
定特2	一 関 市	230、231、235、236、238、 240、241、243、246	1,395.76	別紙2のと おり	水かん 1,389.83 砂 指 16.90
	奥 州 市	54、70、71、102~106、 108~117、125	1,596.00		水かん 1,538.33 土 崩 20.05 砂 指 26.49
	小 計		3,680.92		
定特3	花 巻 市	762~764、767~771	637.17		水かん 637.16
	北 上 市	1603、1605~1610、 1618~1621	1,014.04		水かん 161.79 土 流 848.29 保 健 699.62 特史跡 2.34
	遠 野 市	91~95、97、98	966.93		水かん 966.90 特史跡 216.51
	一 関 市	235~240、243~245	1,503.69		水かん 1,487.92 砂 指 16.30
	奥 州 市	105~113、120、122、130	1,592.61		水かん 1,583.20 土 流 4.67 砂 指 2.40
	金ヶ崎町	139~141、1603	294.72	水かん 291.62 保 健 234.60	
	小 計		6,009.16		
	計		17,345.68		
県特2	西和賀町	1003、1007、1008、1010、 1016、1301、1303、1342、 1344、1345	156.69	水かん 107.39 土 崩 31.28 なだれ 3.85	
	小 計		156.69		
県特3	花 巻 市	533~535、537、538、541、 544、564、566~568	112.64	水かん 71.89	
	小 計		112.64		
計		269.33			
自環特	西和賀町	1182~1184、1188、1189	1,450.51	別紙3のと おり	水かん 1,450.51 鳥保特 1,450.51
計		1,450.51			
県環特	遠 野 市	49~51	17.00		
計		17.00			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
鳥保特	花 巻 市	764、769～771	388.69	別紙3のと おり	水かん	388.69
					保 健	296.43
					定特保	268.75
					定特1	119.94
	遠 野 市	94、98、126	585.81		特史跡	388.69
					水かん	485.10
					土 流	100.71
					保 健	36.91
					定特保	87.71
					定特1	456.24
					定特2	41.86
					特史跡	585.81
	一 関 市	230、231、235、238、240、 241、246	1,125.88		水かん	1,125.88
					定特保	246.79
					定特1	879.09
	西和賀町	1182～1184、1188、1189	1,450.51		水かん	1,450.51
					自環特	1,450.51
	計		3,550.89			
特史跡	花 巻 市	764、768～771	499.50		水かん	499.50
					保 健	384.93
					定特保	268.75
	北 上 市	1608、1609	2.34		定特1	208.44
					定特2	22.31
	遠 野 市	94、98、126	802.32		定特3	2.34
					水かん	701.61
					土 流	100.71
					保 健	36.91
					定特保	87.71
					定特1	456.24
					定特2	41.86
					定特3	216.51
	計		1,304.16			
史 跡	奥 州 市	51	0.34		水かん	0.34
	計		0.34			
特 母	一 関 市	260	3.78			
	計		3.78			
県史跡	奥 州 市	53、54、117、118	14.90		水かん	12.19
市史跡	遠 野 市	9	0.22		土 流	0.22
	計		15.12			

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
干害＝干害防備保安林	自環特＝自然環境保全地域特別地区
なだれ＝なだれ防止保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
保健＝保健保安林	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
風致＝風致保安林	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
砂指＝砂防指定地	特母＝特別母樹林
定特保＝国定公園特別保護地区	史跡＝史跡名勝天然記念物
定特1＝国定公園第1種特別地域	県史跡＝県条例史跡名勝天然記念物
定特2＝国定公園第2種特別地域	市史跡＝市条例史跡名勝天然記念物

2 ( ) 書きは官行造林地で契約者等名称は、以下のとおり。

(鹿)：宮守村鹿込牧野農業協同組合	(岳)：鹿合・岳山
(岡)：一関市岡山	(衣)：衣川村増沢・南股
(原)：大東町大原財産区	(岩)：湯田町岩滑沢・翁沢
(猿)：大東町猿沢生産森林組合	(花)：花巻市
(室)：室根村津谷川・大森（津谷川公益同潤会）	(深)：平泉町深山
(江)：江刺市種山	

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
<p>1 伐 採 の方法</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>2 伐 採 の限度</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐 採 の 限 度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 2 種 特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施業の方法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書（昭和49年10月8日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別史跡名勝 天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
県条例史跡名勝 天然記念物	「岩手県文化財保護条例」（昭和51年3月26日岩手県条例第44号）で定めるところによる。
市条例史跡名勝 天然記念物	「遠野市文化財保護条例」（平成17年10月1日遠野市条例第93号）で定めるところによる。

# 計 画 事 項 の 別 表



**別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法**

1 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
総 数		148,867.04		
市 町 村 別 内 訳	花 巻 市	104～106、114～117、120、501～575、 579～618、701～717、720、723、725、 753～755、757～771、1473～1491	27,307.13	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	北 上 市	1401～1472、1492～1499、1501～1505、 1601～1622、1624～1626、1628～1649	17,833.86	
	遠 野 市	1、2、4～9、12、14～27、29～60、64 ～72、74～80、82～85、87～103、108、 110、111、113、117～126、201、202、 204～210、213、214、216～222、226 ～236、238～257、260、264～308、 341～347、353～361、365～373、376、 378～392、395～417、419～425、428 ～436、439～449、451～454、718、 719、721、722、724、751、752、809 ～822、824～840	28,683.11	
	一 関 市	201～206、214～228、230～255、 260～270	9,499.91	
	奥 州 市	1～6、8～16、18～24、27～136	23,286.32	
	西 和 賀 町	1001～1030、1032～1116、1120、 1122～1134、1137～1141、1143～1146、 1148～1220、1301～1348	39,047.48	
	金ヶ崎町	137～141、147、154、156～168、 1601～1603、1649	2,867.62	
	平 泉 町	256～259	341.61	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			22,565.03	
市 町 村 別 内 訳	花 巻 市	501～503、505～508、513、515、521、 523～525、529、533～538、541、543、 546～548、552、553、558～560、565～ 567、572、581、583、590～593、597～ 599、602、605、613～616、758、763、 765～771、1476～1478、1482～1486、 1488、1489	2,303.30	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	北 上 市	1402～1405、1407、1411～1413、1416、 1418～1428、1431、1432、1436～1438、 1440、1441、1452、1454～1456、1458～ 1460、1463～1471、1498、1503、1504、 1602、1604～1613、1617～1622、1628～ 1636、1638、1639、1642～1649	5486.65	
	遠 野 市	4～9、12、14～24、32、33、46、47、53、 55、71、72、82～84、92、94、96、99、 121、123、126、213、216、218、220、 232、233、398、404、406、424、430、 441、442、721、811、820	2,552.62	
	一 関 市	205、215、218～223、232～236、238、 239、242～253、264、266	434.42	
	奥 州 市	1、3、4、13～16、20～23、53、54、62、 63、73～75、78、79、90～92、102、104、 106、110～117、119～121、124～126	1,022.33	

単位 面積：ha

区 分	森林の所在（林班）	面 積	施業方法
西和賀町	1001～1005、1007、1008、1012～1016、 1018、1019、1027、1036、1038～1040、 1057、1058、1060、1061、1072、1074、 1076、1078、1080、1081、1088、1111、 1129、1130、1132～1134、1137～1139、 1143、1144、1148～1158、1160、1161、 1163、1165～1172、1174～1181、1184～ 1187、1190、1192、1194、1196、1212～ 1218、1220、1301、1305～1310、1312、 1315、1317、1318、1320～1338、1340～ 1343	10,534.22	
金ヶ崎町	157～159、161、164、165	231.49	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

- ② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

③ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
総 数		38,644.49		
市 町 村 別 内 訳	花 巻 市	104～106、504、507、508、523、531～533、535、536、539、540、542、543、545～549、553～555、564、566、567、582～584、589、594、757～764、766～771、1477、1480、1483、1484、1487	5,563.61	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	北 上 市	1402～1408、1411～1415、1434、1435、1460～1463、1502、1503、1601、1603、1604、1606～1610、1612～1622、1633、1640	2,911.22	
	遠 野 市	23～26、35、42、46～51、57、59、60、72、74、75、83、85、88～95、97～102、108、110、111、113、126、202、213、253～257、286～290、343、345、346、366、415～417、419、809	4,787.69	
	一 関 市	216、230、231、233～246、248～250、260	4,297.08	
	奥 州 市	1、16、18、19、24、53、54、70～72、74、76、77、80、85、90～119、121～124、126～130	11912.62	
	西和賀町	1003、1007～1012、1014、1016、1018、1020、1026、1088、1109、1125～1128、1140、1141、1145、1146、1148、1149、1151～1153、1167、1175～1184、1188、1189、1192、1196、1201、1202、1207、1213～1220、1301～1304、1306～1309、1311～1314、1316、1319～1325、1330、1331、1342、1344、1345、1348	8,324.27	
	金ヶ崎町	138～141、160、161、163、164、1601～1603	848.00	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

# (附) 参 考 资 料



## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	525,503	354,060	150,875	203,185	67
花 巻 市	90,832	59,537	27,307	32,230	66
北 上 市	43,755	24,898	17,898	7,000	57
遠 野 市	82,562	67,623	28,828	38,794	82
一 関 市	125,625	79,842	10,256	69,586	64
奥 州 市	99,335	58,817	24,071	34,746	59
西和賀町	59,078	53,029	39,232	13,796	90
金ヶ崎町	17,977	7,235	2,886	4,349	40
平 泉 町	6,339	3,081	396	2,685	49

注1 区域面積は、国土地理院「平成23年度全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 一関市には藤沢町(調査当時)を含む。

### (2) 地況 (気候)

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最高	最低	年平均			
大 迫	34.0	-13.1	10.3	1,259	-	
遠 野	33.9	-14.8	10.0	1,200	37	
千 厩	33.7	-11.8	10.7	1,138	-	
北 上	34.5	-11.0	11.3	1,408	44	
江 刺	34.6	-13.3	11.1	1,223	-	
若 柳	34.2	-12.1	10.8	1,384	-	
一 関	35.2	-9.7	11.7	1,259	23	
湯 田	32.2	-14.4	9.2	2,158	179	
沢 内	32.5	-16.0	9.0	2,328	-	

資料 気象庁(2002~2011年までの10ヵ年平均)

## (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総数	うち田	うち畑	
総 数	525,503	354,060	79,480	61,958	17,487	91,963
花 巻 市	90,832	59,537	16,000	13,700	2,310	15,295
北 上 市	43,755	24,898	9,250	8,510	740	9,607
遠 野 市	82,562	67,623	7,170	3,960	3,210	7,769
一 関 市	125,625	79,842	18,560	12,288	6,190	27,223
奥 州 市	99,335	58,817	19,900	17,100	2,840	20,618
西和賀町	59,078	53,029	2,200	1,690	510	3,849
金ヶ崎町	17,977	7,235	4,890	3,490	1,400	5,852
平 泉 町	6,339	3,081	1,510	1,220	287	1,748

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」（平成23年）による。

注 一関市には藤沢町（調査当時）を含む。

## (4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総生産	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	1,175,535	32,844	29,679	3,122	43	322,287	820,404
花 巻 市	225,712	6,104	5,755	337	12	59,417	160,190
北 上 市	250,342	3,099	2,998	100	1	72,440	174,803
遠 野 市	61,273	2,731	2,183	531	17	18,437	40,105
一 関 市	285,369	9,640	8,123	1,516	0	75,672	200,057
奥 州 市	275,142	8,128	7,735	392	1	71,062	195,951
西和賀町	15,017	754	675	67	12	2,338	11,925
金ヶ崎町	46,683	1,976	1,847	129	0	18,834	25,874
平 泉 町	15,997	411	362	49	0	4,087	11,499

資料 岩手県「市町村民所得」（平成21年度）

注 一関市には藤沢町（調査当時）を含む。

## (5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	246,834	34,647	33,669	929	49	72,812	135,398
花 巻 市	49,915	6,541	6,379	155	7	12,932	29,275
北 上 市	44,759	3,165	3,116	48	1	16,253	24,747
遠 野 市	14,080	2,923	2,692	217	14	4,162	6,979
一 関 市	60,606	9,257	8,976	262	19	18,102	32,864
奥 州 市	61,670	9,780	9,615	162	3	16,623	33,706
西和賀町	3,328	888	829	55	4	726	1,701
金ヶ崎町	8,303	1,442	1,425	16	1	2,828	3,801
平 泉 町	4,173	651	637	14	0	1,186	2,325

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」

注1 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 一関市には藤沢町(調査当時)を含む。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束、成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	150,874.56	20,784	327	256.66		342.09			752.95	24	4	1,180.04	76	7
	総数	135,045.97	20,784	327	256.66		342.09			752.95	24	4	1,180.04	76	7
	針	61,240.68	9,146	226	232.38		232.58			554.78	19	4	997.32	69	7
	広	73,805.29	11,639	101	24.28		109.51			198.17	4	1	182.72	7	1
	総数	58,388.21	10,223	246	254.07		272.64			642.76	21	4	1,069.04	71	7
	針	57,744.81	8,603	218	232.38		222.74			497.07	17	3	961.37	67	6
	広	643.40	1,620	27	21.69		49.90			145.69	4	4	107.67	4	4
	育	57,029.75	10,015	243	254.07		272.64			642.76	21	4	1,044.99	69	7
	成	56,386.35	8,476	217	232.38		222.74			497.07	17	3	937.32	65	6
	林	643.40	1,539	27	21.69		49.90			145.69	4	4	107.67	4	4
天然林	総数	(24.05)													
	総数	1,358.46	208	2									24.05	2	
	針	1,358.46	127	2									24.05	2	
	広		81	1											
	総数	76,657.76	10,562	81	2.59		69.45			110.19	3	3	111.00	5	
	針	3,495.87	543	7			9.84			57.71	2	2	35.95	3	
	広	73,161.89	10,019	74	2.59		59.61			52.48	1	1	75.05	2	
	育	886.73	137	4			8.99			56.70	2	2	36.56	3	
	成	799.67	120	3			8.99			56.70	2	2	35.88	3	
	林	87.06	17										0.68		
無立木地	総数	1,918.03	212	5											
	針	85.93	18												
	広	1,832.10	194	4											
	総数	73,853.00	10,212	73	2.59		60.46			53.49	1	1	74.44	2	
	針	2,610.27	404	4			0.85			1.01			0.07		
	広	71,242.73	9,808	69	2.59		59.61			52.48	1	1	74.37	2	
	竹														
	立														
	木														
	地	15,828.59													

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束、成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	227	2,288.95	16	4,827.21	35	7,227.14	1,166	8,599.59	1,576	46	11,680.90	2,238	48	
		針	227	2,288.95	16	4,827.21	35	7,227.14	1,166	8,599.59	1,576	46	11,680.90	2,238	48	
	総数	針	205	1,972.72	15	4,646.49	32	7,038.07	1,040	8,211.64	1,336	40	10,660.34	1,757	38	
		広	22	316.23	1	180.72	3	189.07	126	387.95	240	5	1,020.56	482	10	
	総数	針	202	1,930.65	15	4,630.16	34	7,036.80	1,150	8,023.84	1,520	44	10,594.32	2,137	45	
		針	189	1,815.77	14	4,579.44	32	6,981.29	1,032	8,006.01	1,303	39	10,594.32	1,746	38	
	人工林	広	13	114.88	1	50.72	2	55.51	118	17.83	217	5	391	7		
		針	202	1,930.65	15	4,630.16	34	7,032.97	1,149	7,916.58	1,502	43	10,354.85	2,103	44	
	育層成林	針	189	1,815.77	14	4,579.44	32	6,977.46	1,031	7,898.75	1,290	39	10,354.85	1,728	38	
		広	13	114.88	1	50.72	2	55.51	118	17.83	212	4	374	6		
天然林	総数	針														
		針														
	総数	針	25	358.30	2	197.05	14	190.34	16	575.75	56	2	1,086.58	102	3	
		針	16	156.95	1	67.05	8	56.78	8	205.63	33	1	66.02	11		
	総数	針	9	201.35	1	130.00	6	133.56	8	370.12	23	1	1,020.56	91	3	
		針	16	156.38	1	66.30	8	60.16	9	192.11	31	1	19.03	3		
	育層成林	針	16	156.38	1	66.30	8	56.44	8	190.58	31	1	18.37	3		
		針														
	総数	針														
		針														
無立木地	針															
	針															

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束、成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	9,810.18	1,682	28	8,812.32	1,611	22	3,950.18	702	10	2,774.99	403	7	2,081.24	325	5
		9,810.18	1,682	28	8,812.32	1,611	22	3,950.18	702	10	2,774.99	403	7	2,081.24	325	5
	総数	8,864.56	1,253	21	7,842.46	1,298	16	2,591.27	460	5	1,001.05	157	2	730.75	110	1
		945.62	429	7	969.86	314	5	1,358.91	242	5	1,773.94	246	5	1,350.49	215	4
	総数	8,840.69	1,607	26	7,836.38	1,490	18	2,316.79	464	5	720.42	133	1	594.25	103	1
		8,834.76	1,251	21	7,799.60	1,288	16	2,312.65	405	4	718.78	109	1	593.20	81	1
	育成林	5.93	356	5	36.78	202	2	4.14	58	1	1.64	24	1	1.05	21	1
		8,704.28	1,582	26	7,784.71	1,482	18	2,307.21	462	5	696.72	129	1	529.10	93	1
	人工林	8,698.35	1,237	21	7,747.93	1,284	16	2,303.07	404	4	695.08	106	1	528.05	75	1
		5.93	345	5	36.78	198	2	4.14	58	1	1.64	22	1	1.05	18	1
立木地	育成林	136.41	25		51.67	8		9.58	2		23.70	5		65.15	10	
		136.41	14		51.67	4		9.58	1		23.70	3		65.15	6	
	総数		11			4			1			2			3	
		969.49	75	2	975.94	121	3	1,633.39	238	6	2,054.57	270	6	1,486.99	223	4
	天然林	29.80	2		42.86	9		278.62	54	1	282.27	48	1	137.55	29	
		939.69	73	2	933.08	112	3	1,354.77	184	5	1,772.30	222	5	1,349.44	194	4
	育成林				5.70	1		65.24	14		79.83	13		16.13	3	
					5.26	1		42.54	9		54.74	9		11.03	2	
	天然林				0.44			22.70	5		25.09	4		5.10	1	
		107.42	8		108.81	8		202.34	18		300.67	32		237.07	28	
育成林	5.33	1					5.37	1		11.53	2		10.00	2		
	102.09	7		108.81	8		196.97	17		289.14	30		227.07	26		
天然林	862.07	67	2	861.43	113	3	1,365.81	205	5	1,674.07	225	5	1,233.79	191	4	
	24.47	1		37.60	8		230.71	44	1	216.00	37		116.52	24		
無立木地	837.60	66	2	823.83	104	3	1,135.10	162	4	1,458.07	188	4	1,117.27	167	3	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束、成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	1.5 齢級			1.6 齢級			1.7 齢級			1.8 齢級			1.9 齢級		
	面積	材積	成長量												
	総数	1,895.04	310	4	2,060.07	341	4	1,986.03	317	3	2,284.01	375	4	2,252.00	331
総数	866.86	144	1	812.13	120	1	770.82	110	1	546.34	84	4	399.36	52	3
	1,028.18	166	3	1,247.94	221	3	1,215.21	206	3	1,737.67	291	3	1,852.64	279	3
総数	630.88	117	1	662.02	126	1	693.00	115	1	429.67	80		287.98	44	
	602.36	93	1	662.02	96	1	693.00	96		429.67	60		286.53	32	
育単層成林	28.52	24			30			19			20		1.45	12	
	524.82	103	1	540.41	110	1	600.39	102	1	347.13	65		205.21	33	
人工林	496.30	83	1	540.41	86		600.39	88		347.13	50		203.76	25	
	28.52	20			23			15		(9.44)	15		1.45	7	
育復層成林	(10.83)			(3.78)											
	106.06	14		121.61	16		92.61	13		82.54	15		82.77	11	
立木地	106.06	10		121.61	10		92.61	8		82.54	10		82.77	6	
		4			6			4			5			5	
総数	1,264.16	193	3	1,398.05	215	3	1,293.03	202	3	1,854.34	295	3	1,964.02	287	3
	264.50	51	1	150.11	24		77.82	15		116.67	23		112.83	20	
天然林	999.66	142	2	1,247.94	191	3	1,215.21	187	3	1,737.67	271	3	1,851.19	266	3
	82.58	20		2.90	1		14.77	4		16.40	4		1.44	1	
育単層成林	68.89	17		2.74	1		7.12	2		13.82	4		0.14		
	13.69	3		0.16			7.65	1		2.58	1		1.30	1	
育復層成林	144.69	17		129.49	19		48.02	6		92.00	15		23.85	3	
	16.38	3		4.15	1					5.80	1		2.57		
天然生	128.31	15		125.34	18		48.02	6		86.20	14		21.28	3	
	1,036.89	156	2	1,265.66	195	3	1,230.24	192	3	1,745.94	275	3	1,938.73	283	3
無立木地	179.23	32		143.22	22		70.70	12		97.05	19		110.12	20	
	857.66	124	2	1,122.44	173	3	1,159.54	180	2	1,648.89	256	3	1,828.61	263	3

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000m<sup>3</sup> 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	20 齢級			21 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	2,649.30	355	3	57,335.08	8,050	35
総数	2,649.30	355	3	57,335.08	8,050	35
針	428.34	63		1,840.42	257	2
広	2,220.96	291	2	55,494.66	7,793	33
総数	303.10	61		618.75	121	1
針	303.10	43		618.75	91	1
広		18			30	
育 単 層 成 林	207.47	46		502.63	101	1
針	207.47	34		502.63	79	1
広		11			23	
育 複 層 成 林	95.63	15		116.12	20	
針	95.63	9		116.12	13	
広		6			7	
総数	2,346.20	294	2	56,716.33	7,929	34
針	125.24	21		1,221.67	166	1
広	2,220.96	274	2	55,494.66	7,763	33
育 単 層 成 林	3.40	1		2.11	2	
針	3.16	1		0.59	2	
広	0.24			1.52		
育 複 層 成 林	14.80	2		117.28	16	
針				10.50	2	
広	14.80	2		106.78	15	
天然 生	2,328.00	291	2	56,596.94	7,910	34
針	122.08	19		1,210.58	162	1
広	2,205.92	272	2	55,386.36	7,749	33
立木地						
無立木地						

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha、材積：m<sup>3</sup>、成長量：m<sup>3</sup>/年

区分	立木地										無立木地等				計						
	人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改種 予定地	林地以外の 土地							
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計												
制限林	面積	針 51,044.36	広 381.36	計 52,359.32	52,359.32	81.62	2,377.48	3,134.88	55,494.20												
	材積	針	51,425.72	1,314.96	52,740.68	52,740.68	1,804.05	69,179.77	71,069.60	71,450.96											
		広	7,676.008	123,262	7,799,270	7,799,270	17,445	362,855	484,795	8,284,065											
		計	1,427,062	71,694	1,504,756	1,504,756	16,673	190,344	9,565,387	9,772,404											
		計	9,103,070	200,956	9,304,026	9,304,026	121,163	207,789	9,928,242	10,257,199											
普通林	面積	針 198,452.7	広 811.2	計 199,962.3	199,962.3	255.4	3,280.4	6,233.9	206,196.2												
	材積	針	24,538.4	1,509.6	25,349.6	25,349.6	4,398.6	65,278.5	70,089.4	95,439.0											
		広	222,991.1	2,320.8	225,311.9	225,311.9	3,110.4	4,654.0	68,558.9	301,635.2											
		計	5,341.99	43.50	5,385.49	5,385.49	4.31	232.79	360.99	5,746.48											
		計	262.04	43.50	262.04	262.04	28.05	2,062.96	2,092.29	2,354.33											
計	面積	針 5,604.03	広 3,983	計 803,555	803,555	842	41,571	57,883	861,438												
	材積	針	799,572	3,056	114,973	114,973	3,649	242,598	246,651	361,624											
		広	911,489	7,039	918,528	918,528	4,491	284,169	304,534	1,223,062											
		計	18,426.8	41.8	18,468.6	18,468.6	9.8	394.5	971.4	19,440.0											
		計	2,025.2	21.2	2,046.4	2,046.4	10.6	93.5	3,699.3	5,745.7											
計	面積	針 20,452.0	広 56,386.35	計 1,358.46	1,358.46	87.06	1,832.10	73,161.89	73,805.29												
	材積	針	57,029.75	1,358.46	58,388.21	58,388.21	886.73	1,918.03	73,853.00	135,045.97											
		広	8,475,580	127,245	8,602,825	8,602,825	119,965	18,287	404,426	9,145,503											
		計	1,538,979	80,750	1,619,729	1,619,729	17,077	193,993	9,807,988	11,638,784											
		計	10,014,559	207,995	10,222,554	10,222,554	137,042	212,280	10,212,411	20,784,287											
計	面積	針 216,879.5	広 26,563.6	計 832.4	832.4	218,430.9	3,265.2	3,674.9	225,636.2												
	材積	針	243,443.1	2,383.8	245,826.9	245,826.9	3,688.1	4,757.3	72,548.6	326,820.9											
		広	643.40	57,029.75	57,673.15	57,673.15	87.06	1,832.10	73,161.89	73,805.29											
		計	8,475,580	127,245	8,602,825	8,602,825	119,965	18,287	404,426	9,145,503											
		計	1,538,979	80,750	1,619,729	1,619,729	17,077	193,993	9,807,988	11,638,784											

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積:ha、材積:m3、成長量:m3/年

市町村	区分	立木地										無立木地等					計							
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種予定地		林地以外の土地						
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計																
花巻市	面積	針	11,479.65	153.55	11,633.20	256.90	2.35	961.03	1,220.28	12,853.48														
		広	83.24	83.24	83.24	58.33	287.28	12,924.82	13,270.43	13,353.67														
	材積	針	1,562.89	153.55	1,716.44	315.23	289.63	13,885.85	14,490.71	26,207.15														
		広	1,535.664	17,975	1,553.639	45,033	420	148,127	193,580	1,747,219														
	成長量	針	423.464	9,526	432,990	11,634	29,907	1,852,603	1,894,144	2,327,134														
		計	1,959,128	27,501	1,986,629	56,667	30,327	2,000,730	2,087,724	4,074,353														
北上市	面積	針	39,050.6	115.2	39,165.8	755.1	5.0	1,334.0	2,094.1	41,259.9														
		広	6,757.6	63.4	6,821.0	255.0	515.5	16,886.5	16,857.0	23,678.0														
	材積	針	45,808.2	178.6	45,986.8	1,010.1	520.5	17,420.5	18,951.1	64,937.9														
		計	5,055.46	70.20	5,125.66			161.48	176.05	5,301.71														
	成長量	針	5,110.55	70.20	5,180.75			376.65	10,680.85	11,057.50														
		計	808,663	9,528	818,191			391.22	10,842.33	11,233.55														
遠野市	面積	針	192,246	4,453	196,699			43,260	1,388,826	1,432,086														
		計	1,000,909	13,981	1,014,890			48,940	1,404,029	1,452,969														
	材積	針	21,578.1	132.6	21,710.7			111.2	104.9	216.1														
		計	4,111.0	28.7	4,139.7			1,412.7	8,849.5	10,262.2														
	成長量	針	25,689.1	161.3	25,850.4			1,523.9	8,954.4	10,478.3														
		計	17,424.93	509.72	17,934.65	220.67	6.52	546.87	774.06	18,708.71														
一関市	面積	針	358.72		358.72	1.35		107.99	8,539.33	8,648.67														
		計	17,783.65	509.72	18,293.37	222.02	114.51	9,086.20	9,422.73	27,716.10														
	材積	針	2,417,674	39,807	2,457,481	27,224	1,440	83,570	112,234	2,569,715														
		計	327,588	25,844	353,432	332	10,984	1,241,318	1,252,634	1,606,066														
	成長量	針	2,745,262	65,651	2,810,913	27,556	12,424	1,324,888	1,364,868	4,175,781														
		計	58,035.3	272.4	58,307.7	1,124.4	8.8	634.8	1,768.0	60,075.7														
面積	針	5,338.7	143.3	5,482.0	14.2	252.2	10,936.0	11,202.4	16,684.4															
	計	63,374.0	415.7	63,789.7	1,138.6	261.0	11,570.8	12,970.4	76,760.1															
一関市	面積	針	3,507.74	103.36	3,611.10	148.49	2.10	229.19	379.78	3,990.88														
		計	39.38	0.00	39.38	1.91	96.33	3,982.93	4,081.17	4,120.55														
	材積	針	3,547.12	103.36	3,650.48	150.40	98.43	4,212.12	4,460.95	8,111.43														
		計	659,275	10,172	669,447	21,533	397	44,597	66,527	735,974														
	成長量	針	93,854	6,192	100,046	572	8,163	644,263	652,998	753,044														
		計	753,129	16,364	769,493	22,105	8,560	688,860	719,525	1,489,018														
成長量	針	14,153.1	149.1	14,302.2	646.3	2.7	403.5	1,052.5	15,354.7															
	計	1,496.0	71.4	1,567.4	17.8	201.5	4,395.4	4,614.7	6,182.1															
		計	15,649.1	220.5	15,869.6	664.1	204.2	4,798.9	5,667.2	21,536.8														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積:ha、材積:m3、成長量:m3/年

市町村	区分	立木地										無立木地等				計								
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地		改 訂 地	林地以外の 土	計					
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	計	計														
奥州市	面積	針	6,111.91	407.19	6,519.10	152.65	57.36	289.03	499.04	7,018.14														
		広	10.54		10.54	24.54	447.11	12,088.83	12,560.48	12,571.02														
		計	6,122.45	407.19	6,529.64	177.19	504.47	12,377.86	13,059.52	19,589.16	2.01											4,482.02	24,071.18	
	材積	針	928,511	38,243	966,754	23,282	49,813	83,122	1,049,876	2,229,840														
		広	194,286	26,924	221,210	4,367	58,903	1,945,350	2,008,630	2,229,840														
		計	1,122,797	65,167	1,187,964	27,649	68,930	1,995,173	2,091,752	3,279,716														3,279,716
	成長量	針	25,836.0	754.1	26,590.1	636.0	130.1	438.4	1,204.5	27,794.6														
		広	3,323.6	443.8	3,767.4	132.5	1,106.0	11,540.2	12,778.7	16,546.1														
		計	29,159.6	1,197.9	30,357.5	768.5	1,236.1	11,978.6	13,983.2	44,340.7														
	西和賀町	面積	針	11,533.11	42.13	11,575.24		3.03	374.50	377.53	11,952.77													
広			39.66		39.66		495.50	21,661.52	22,157.02	22,196.68														
計			11,572.77	42.13	11,614.90		498.53	22,036.02	22,534.55	34,149.45	18.43													
材積		針	1,916,168	4,824	1,920,992		323	53,202	53,525	1,974,517														
		広	269,319	3,091	272,410		40,799	2,572,738	2,553,537	2,825,947														
		計	2,185,487	7,915	2,193,402		41,122	2,565,940	2,607,062	4,800,464														
成長量		針	52,478.6	28.1	52,506.7		7.4	657.5	664.9	53,171.6														
		広	4,784.4	23.1	4,807.5		962.8	15,488.1	16,450.9	21,258.4														
		計	57,263.0	51.2	57,314.2		970.2	16,145.6	17,115.8	74,430.0														
金ヶ崎町		面積	針	1,072.10	68.00	1,140.10	1.06	21.24	28.94	30.00	1,170.10													
	広		22.44		22.44	0.93	21.24	1,263.46	1,308.07	1,308.07														
	計		1,094.54	68.00	1,162.54	1.99	21.24	1,292.40	1,315.63	2,478.17														
	材積	針	172,922	6,285	179,207	190	5,278	5,468	184,675	184,675														
		広	32,999	4,413	37,412	172	1,977	208,180	210,329	247,741														
		計	205,921	10,698	216,619	362	1,977	213,458	215,797	432,416														
	成長量	針	4,869.0	97.4	4,966.4	1.8	41.4	52.8	54.6	5,021.0														
		広	625.9	57.0	682.9	3.4	41.4	1,319.2	1,364.0	2,046.9														
		計	5,494.9	154.4	5,649.3	5.2	41.4	1,372.0	1,418.6	7,067.9														
	平泉町	面積	針	201.45	4.31	205.76	19.90	19.23	39.13	244.89	244.89													
広			34.33		34.33		100.99	100.99	135.32	135.32														
計			235.78	4.31	240.09	19.90	120.22	140.12	380.21	380.21	5.12													
材積		針	36,703	411	37,114	2,703	4,636	7,339	44,453	44,453														
		広	5,223	307	5,530		14,697	14,697	20,227	20,227														
		計	41,926	718	42,644	2,703	19,333	22,036	64,680	64,680														
成長量		針	878.8	2.5	881.3	101.6	49.0	150.6	1,031.9	1,031.9														
		広	126.4	1.7	128.1		258.8	258.8	386.9	386.9														
		計	1,005.2	4.2	1,009.4	101.6	307.8	409.4	1,418.8	1,418.8														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。





区分	市町村				合計
	金ヶ崎町	平泉町			
水源かん養保安林	2,558.35	215.76			133,831.60
土砂流出防備保安林	214.74				6,687.43
土砂崩壊防備保安林					352.97
飛砂防備保安林					
防風保安林					
水害防備保安林					
潮害防備保安林					
干害防備保安林		30.38			30.38
防雪保安林					
防霧保安林					
なたれ防止保安林					3.85
落石防止保安林					
防火保安林					
魚つき保安林					
航行目標保安林					
保健保安林	(565.75)				(3,362.96)
風致保安林					(9.96)
計	(565.75)	246.14			(3,372.92)
保安施設地区					
砂防指定地					
特別保護地区	14.49				(493.22)
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
特別保護地区					
第一種特別地域	(376.43)				(603.24)
第二種特別地域					(6,956.10)
第三種特別地域	(291.62)				(3,631.96)
地種区分未定地域					(5,985.09)
計	(668.05)				(17,176.39)
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
都道府県自然環境保全地域特別地区					
鳥獣保護区特別保護地区					
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林					
史跡名勝天然記念物					
種の保存法による管理地区					
その他					
合計	(1,233.80)	2,790.68	246.14		(12.41)
					141,265.49

## (5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	マツ類	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
総数	4,834	116	39	2,508	1,532	116	5,813	5,825
人工林	4,787	97	2	2,497	1,200	20	11	1,609
天然林	46	19	37	11	332	97	5,803	4,217

## (6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	200.64
花巻市	38.15
北上市	21.25
遠野市	58.23
一関市	1.38
奥州市	19.21
西和賀町	62.42
金ケ崎町	-
平泉町	-

## (7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	20	21	22	23	20	21	22	23	20	21	22	23	20	21	22	23
総数	-	-	-	-	7	28	58	47	-	0	-	-	-	-	-	-
花巻市	-	-	-	-	1	16	53	36	-	0	-	-	-	-	-	-
北上市	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
遠野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一関市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥州市	-	-	-	-	3	10	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-
西和賀町	-	-	-	-	2	0	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-
金ケ崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平泉町	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 東北森林管理局事業統計書

注 「-」は被害なし、「0」は被害が1ha未満

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	8組合	21,798	80	861,473	145,052	
	花巻市	花巻市	2,349	14	131,256	19,634	
	北上市	北上市	1,387	4	22,380	3,692	
	西和賀町	西和賀町	971	5	140,145	11,820	
	奥州市 金ヶ崎町	水沢地方	2,936	10	113,201	13,631	
	奥州市 (旧江刺市)	江刺市	2,414	6	70,877	14,690	
	一関市 平泉町	一関地方	3,024	7	43,788	19,048	
	一関市 (旧大東町、 旧千厩町、 旧東山町、 旧藤沢町、 旧室根町、 旧川崎村)	東磐井地方	5,517	25	255,645	38,280	
	遠野市	遠野地方	3,200	9	84,181	24,257	
生 産 森 林 組 合	総数	36組合	6,837	794	677,033	6,751	
	花巻市	鉛	29	—	1,800	32	
		大江	—	—	—	—	調査票未提出
		豊沢	42	28	10,350	154	
		西鉛	—	—	—	—	調査票未提出
		大沢川山	156	11	9,165	42	
		丹内	—	—	—	—	調査票未提出
		台山	654	—	46,134	270	
	大瀬川	155	8	3,080	21		
	北上市	上門岡	14	15	5,550	50	
西和賀町	下前	28	28	7,000	157		

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生 産 森 林 組 合	奥州市	生母	545	—	5,450	305	
		有浦	10	—	—	110	
		若柳	568	18	27,671	61	
		金場	87	87	8,480	48	
		増沢	125	—	2,500	133	
		玉里	564	494	22,500	156	
		中沢	—	—	—	—	調査票未提出
		石山	125	—	2,490	14	
		大森山	98	1	4,560	76	
		阿茶山	24	24	3,016	31	
		大田代	101	—	98,795	129	
		伊手	416	—	12,844	152	
		原体	116	2	35,100	118	
	町・北羽毛	93	30	1,860	63		
	一関市	山目	476	20	114,855	160	
		金沢	493	1	493	377	
		老松	316	17	4,740	136	
		日形	115	5	16,008	138	
		達古袋	29	—	6,410	41	
		富沢	110	—	5,950	18	
		磐清水	283	2	3,819	901	
		猿沢	291	—	19,200	367	
		鳥海	228	—	25,323	284	
大籠		175	—	89,940	756	旧藤沢町	
遠野市	上郷	246	—	73,800	858		
	細越	125	3	8,150	593		

資料 平成22年度森林組合要覧（岩手県農林水産部団体指導課）

イ 事業内容及び活動状況等

単位 千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業	森林造成事業	利用及び福利厚生事業	金融事業	備考
総数	5,276	199,015	334,581	116,063	110,309	817,605	377,196	57,737	
花巻市	5	17,998	11,965	13,033	11,239	170,987	22,669	37,171	
北上市	-	1,005	19,926	-	3,606	16,008	26,902	-	
西和賀町	1,006	29,608	5,191	66,914	10,040	405	26,172	795	
水沢地方	403	882	36,755	36,076	16,263	102,841	91,223	1,675	
江刺市	195	20,430	-	40	7,544	93,844	18,500	1,356	
一関地方	3,006	3,471	19,524	-	14,946	95,311	64,273	-	
東磐井地方	661	75,793	191,077	-	36,738	244,750	105,998	6,885	
遠野地方	-	49,828	50,143	-	9,933	93,459	21,459	9,855	

資料 平成22年度森林組合要覧（岩手県農林水産部団体指導課）

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総数	92	3	48
花巻市	13	-	7
北上市	6	-	8
遠野市	7	1	7
一関市	44	2	14
奥州市	16	-	7
西和賀町	3	-	2
金ヶ崎町	1	-	-
平泉町	2	-	3

資料 林業経営対数は「2010年農林業センサス」より計上。

木材卸売業は素材市売市場を計上。

木材・木製品製造業は平成22年工業統計調査報告書（従業者4名以上の事業所）。

## (3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)			備 考
	総 数	うち林業	割 合	
総 数	246,834	929	0.38	
花 巻 市	49,915	155	0.31	
北 上 市	44,759	48	0.11	
遠 野 市	14,080	217	1.54	
一 関 市	60,606	262	0.43	
奥 州 市	61,670	162	0.26	
西和賀町	3,328	55	1.65	
金ヶ崎町	8,303	16	0.19	
平 泉 町	4,173	14	0.34	

資料 総務省統計局「平成22年度国勢調査報告」

注 総数には「不詳」を含む。

## (4) 林業機械化の概況 (高性能林業機械)

単位 台

機械種名	総 数	備 考
スキッド	5	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	18	枝払・玉切る自走式機械
ハーベスタ	10	伐倒・枝払・玉切る自走式機械
フォワーダ	11	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	2	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	6	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備

資料 岩手県農林水産部森林整備課資料

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区 分	伐採立木材積								
	総 数			主 伐			間 伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	939	804	86	249	305	123	690	499	72
針葉樹	934	718	77	244	255	105	690	463	67
広葉樹	5	86	1723	5	50	1005	0	36	-

##### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
461	257	56	417	247	59	44	10	24

##### (3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開設延長			拡張延長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	57.6	19.0	33	0.4	8.2	1843

##### (4) 保安施設の数量

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	915	-	-	-	67	-
水源涵養	915	-	-	-	60	-
災害防備	-	-	-	-	7	-
保健、風致の保存等	-	-	-	-	-	-

###### イ 保安施設地区の指定

該当なし

###### ウ 保安施設事業

単位 地区

	面 積	
	計 画	実 行
総 数	81	195

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	250.80	250.80

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	5.44	10.13	15.57

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 面積：ha

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,285	993	1,021	1,051	1,069	1,137	1,131	1,136
		針葉樹	1,277	962	992	1,023	1,043	1,110	1,104	1,109
		広葉樹	7	30	29	28	27	27	27	27
	主 伐	総 数	664	284	259	293	287	342	358	372
		針葉樹	657	269	243	278	272	327	343	357
		広葉樹	7	15	15	15	15	15	15	16
	間 伐	総 数	620	709	762	758	782	795	773	763
		針葉樹	620	694	748	745	770	783	761	752
		広葉樹	0	15	14	13	11	12	12	11
造林 面積	総 数	1,171	1,605	1,532	1,668	1,735	1,760	1,872	1,997	
	人工造林	1,029	1,228	1,050	1,112	1,098	1,061	1,145	1,235	
	天然更新	142	377	481	556	637	700	727	762	

注 小数点以下四捨五入のため総数と内訳は必ずしも合致しない。

## (2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分		面 積													材積	
		総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上			
I 分期	総 数	135,046	599	1,933	7,116	15,827	21,491	12,763	4,856	3,955	4,270	4,901	57,335	20,784		
	人工林	総 数	58,388	527	1,712	6,561	15,061	19,435	10,153	1,315	1,293	1,123	591	619	10,223	
		育成単層林	57,030	527	1,688	6,561	14,950	19,059	10,092	1,226	1,065	948	413	503	10,015	
		育成複層林	1,358	0	24	0	111	376	61	89	228	175	178	116	208	
		総 数	76,658	72	221	555	766	2,056	2,609	3,542	2,662	3,147	4,310	56,716	10,561	
		天然林	育成単層林	887	9	93	223	252	19	71	96	85	31	5	2	137
		育成複層林	1,918	0	0	19	197	283	311	538	274	140	39	117	212	
		天然生林	73,853	63	128	314	317	1,754	2,227	2,908	2,303	2,976	4,267	56,597	10,212	
II 分期	総 数	133,025	1,347	1,095	3,441	12,050	19,860	16,605	6,428	3,849	3,950	4,499	59,902	20,006		
	人工林	総 数	56,351	1,275	890	2,971	11,663	18,199	14,666	2,787	1,131	1,241	678	848	9,308	
		育成単層林	55,034	1,273	890	2,958	11,659	17,853	14,491	2,754	961	1,034	515	644	9,161	
		育成複層林	1,317	2	0	12	4	346	175	33	170	207	164	204	148	
		天然林	総 数	76,675	72	205	470	386	1,662	1,939	3,641	2,717	2,709	3,820	59,054	10,698
			育成単層林	769	0	49	169	88	194	5	130	97	16	16	4	144
		育成複層林	1,970	8	25	0	65	326	238	497	372	190	118	132	199	
		天然生林	73,935	65	131	301	233	1,141	1,696	3,014	2,248	2,503	3,686	58,918	10,355	
III 分期	総 数	132,708	2,478	599	1,921	7,092	15,674	20,189	10,380	4,587	3,911	4,074	61,802	20,880		
	人工林	総 数	56,371	2,257	509	1,684	6,544	14,916	18,122	7,865	1,216	1,160	1,021	1,076	9,953	
		育成単層林	55,046	2,239	509	1,672	6,544	14,806	17,757	7,805	1,135	935	850	794	9,800	
		育成複層林	1,324	18	0	12	0	110	365	60	81	226	171	282	153	
		天然林	総 数	76,338	221	90	236	548	759	2,068	2,515	3,371	2,750	3,053	60,726	10,927
			育成単層林	777	18	9	71	184	219	15	63	84	80	28	4	154
		育成複層林	2,049	0	18	15	19	197	337	310	538	331	142	141	229	
		天然生林	73,512	203	63	150	345	342	1,716	2,142	2,749	2,339	2,882	60,581	10,544	
IV 分期	総 数	132,443	2,650	1,347	1,095	3,429	11,901	19,289	15,520	5,803	4,004	3,739	63,666	21,589		
	人工林	総 数	56,346	2,279	1,275	890	2,971	11,527	17,589	13,712	2,401	1,070	1,197	1,435	10,549	
		育成単層林	54,977	2,211	1,273	890	2,958	11,523	17,243	13,537	2,368	904	997	1,073	10,392	
		育成複層林	1,368	68	2	0	12	4	346	175	33	166	200	362	157	
		天然林	総 数	76,098	371	72	205	458	374	1,700	1,809	3,402	2,934	2,542	62,231	11,040
			育成単層林	840	115	0	49	169	88	177	5	117	88	14	19	159
		育成複層林	2,166	0	8	25	0	65	406	238	497	515	190	222	264	
		天然生林	73,092	256	65	131	290	221	1,116	1,566	2,788	2,331	2,337	61,990	10,617	
V 分期	総 数	132,075	2,626	2,478	599	1,912	6,915	15,407	19,261	9,441	4,714	3,682	65,041	22,177		
	人工林	総 数	56,080	2,162	2,257	509	1,684	6,382	14,575	17,308	7,106	1,099	1,101	1,895	11,028	
		育成単層林	54,629	2,019	2,239	509	1,672	6,382	14,465	16,944	7,047	1,020	881	1,450	10,867	
		育成複層林	1,450	143	18	0	12	0	110	364	60	79	220	444	162	
		天然林	総 数	75,995	464	221	90	228	533	831	1,952	2,334	3,615	2,581	63,146	11,149
			育成単層林	948	238	18	9	71	184	187	13	56	71	71	29	164
		育成複層林	2,316	0	0	18	15	19	314	337	310	715	331	257	301	
		天然生林	72,731	226	203	63	142	330	331	1,602	1,968	2,829	2,178	62,860	10,685	
VI 分期	総 数	131,885	2,727	2,650	1,347	1,090	3,266	11,702	18,657	14,400	5,747	3,777	66,522	22,694		
	人工林	総 数	55,879	2,210	2,279	1,275	890	2,821	11,129	17,055	12,728	2,121	1,004	2,367	11,445	
		育成単層林	54,329	2,009	2,211	1,273	890	2,809	11,126	16,710	12,554	2,088	841	1,818	11,277	
		育成複層林	1,550	201	68	2	0	12	4	345	174	33	163	549	168	
		天然林	総 数	76,006	517	371	72	200	445	573	1,601	1,672	3,626	2,774	64,154	11,249
			育成単層林	1,072	300	115	0	49	169	78	148	4	103	78	29	170
		育成複層林	2,535	0	0	8	25	0	285	406	238	669	515	390	343	
		天然生林	72,399	217	256	65	126	277	210	1,047	1,430	2,854	2,181	63,736	10,736	
VII 分期	総 数	131,432	2,711	2,626	2,478	596	1,819	6,889	14,982	18,091	8,961	4,445	67,833	23,098		
	人工林	総 数	55,352	2,159	2,162	2,257	509	1,600	6,059	14,206	16,269	6,345	1,043	2,743	11,735	
		育成単層林	53,693	1,929	2,019	2,239	509	1,588	6,059	14,096	15,906	6,286	967	2,094	11,559	
		育成複層林	1,659	229	143	18	0	12	0	110	363	58	76	649	176	
		天然林	総 数	76,080	553	464	221	87	219	830	776	1,822	2,617	3,402	65,090	11,363
			育成単層林	1,218	347	238	18	9	71	166	157	11	50	61	90	177
		育成複層林	2,791	0	0	0	18	15	348	314	337	477	715	569	387	
		天然生林	72,071	206	226	203	60	132	316	305	1,474	2,090	2,627	64,431	10,799	
VIII 分期	総 数	131,163	2,806	2,727	2,650	1,343	991	3,354	11,350	17,505	13,711	5,410	69,315	23,395		
	人工林	総 数	54,971	2,206	2,210	2,279	1,275	797	2,573	10,806	16,008	11,720	2,036	3,062	11,982	
		育成単層林	53,204	1,965	2,009	2,211	1,273	797	2,561	10,803	15,666	11,547	2,004	2,368	11,795	
		育成複層林	1,768	240	201	68	2	0	12	4	342	173	33	694	187	
		天然林	総 数	76,192	601	517	371	68	194	781	544	1,498	1,992	3,374	66,253	11,413
			育成単層林	1,393	404	300	115	0	49	147	66	124	3	90	94	187
		育成複層林	3,045	0	0	0	8	25	369	285	406	404	669	879	432	
		天然生林	71,754	196	217	256	61	120	265	193	967	1,584	2,615	65,280	10,794	
IX 分期	総 数	130,951	3,024	2,711	2,626	2,463	558	1,909	6,586	14,079	17,325	8,569	71,101	23,693		
	人工林	総 数	54,604	2,380	2,159	2,162	2,257	473	1,326	5,805	13,355	15,167	6,133	3,386	12,170	
		育成単層林	52,739	2,148	1,929	2,019	2,239	473	1,314	5,805	13,248	14,810	6,076	2,677	11,967	
		育成複層林	1,865	232	229	143	18	0	12	0	106	358	57	709	202	
		天然林	総 数	76,346	644	553	464	206	84	583	781	724	2,158	2,436	67,714	11,523
			育成単層林	1,589	450	347	238	18	9	65	142	133	10	45	133	203
		育成複層林	3,305	0	0	0	0	18	394	348	314	512	477	1,243	479	
		天然生林	71,452	194	206	226	187	58	124	291	277	1,636	1,914	66,339	10,842	

注 単位未滿を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

## 7 その他

### (1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成10年3月31日	6年	
平成4年12月	經常樹立	自 平成5年4月1日 至 平成15年3月31日	10年	
平成9年12月	經常樹立	自 平成10年4月1日 至 平成20年3月31日	10年	
平成10年12月	一斉変更	自 平成10年4月1日 至 平成20年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉変更	自 平成10年4月1日 至 平成20年3月31日	10年	
平成14年12月	經常樹立	自 平成15年4月1日 至 平成25年3月31日	10年	
平成19年12月	經常樹立	自 平成20年4月1日 至 平成30年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉変更	自 平成20年4月1日 至 平成30年3月31日	10年	
平成24年12月	經常樹立	自 平成25年4月1日 至 平成35年3月31日	10年	

### (2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	小椋 重信	平成24年4月～12月
流域管理指導官	菊池 二郎	平成24年4月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成24年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成24年4月～12月
森林施業調整官	庄司 卓矢	平成24年8月～12月
企画官	加賀 誠	平成24年4月～7月
企画官	森川 寛	平成24年8月～12月
企画係長	劔持 直樹	平成24年4月～12月
経営計画第一係長	田中 慎一	平成24年4月～12月
経営計画第二係長	入江 賢治	平成24年4月～12月
経営計画第三係長	長井 美緒	平成24年4月～12月
経営計画第四係長	田畑 良輝	平成24年4月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成24年4月～12月
経営計画第六係長	藤田 幸人	平成24年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成24年4月～12月